

2 具体的施策一覧(評価を含む)

※網掛け、*について欄外に説明があります

○継続して実施可能
△施策、事業等の見直しが必要

基本目標	課題	施策の方向性	行動計画	行	施策	実施状況の評価	担当課		
I 男女平等の意識づくり	1 保育・教育の場での推進	1 性別にとらわれない子どものこころの育成	(1)男女平等意識を育む保育・教育を進める	1	児童・生徒向けに、男女共同参画に関する資料を作成・配布し、男女平等意識の浸透を図る	○	市民活動課		
				2	一人ひとりの良さを伸ばす保育・教育を大切にすることにより、子どもたちに自然な形で男女共同参画を浸透させる	○	子ども課		
				3	保育・教育の場において、性別による固定的な役割分担意識を植えつけることのないように配慮する	○	子ども課		
				4	児童会や生徒会の活動、学校行事などの運営において男女が協力して取り組むよう努める	○	学校教育課		
				5	進路や進学などに対して、男女の別なく能力や適性に応じた指導を行う	○	学校教育課		
			(2)互いの性を尊重する教育を進める	1	性について、正しい知識を得るために、成長に合わせた性教育を充実していく	○	学校教育課		
				2	学校教育において、性教育の充実を図るため、各校の実践を紹介しあい、互いの研究成果を活用していく	○	学校教育課		
				2 保育士・教職員への男女平等意識の浸透	(3)性別にとらわれない教職員等の人事を進める	1	育児休業などこれまで男性教職員が取りにくかった休暇の取得を促進する	○	人事課
						2	教職員等の人事において責任あるポストへの性別にとらわれない配置を促進する	○	学校教育課
					(4)保育士・教職員への研修を進める	1	保育士・教職員を対象に、ドメスティック・バイオレンスなど男女共同参画の内容を取り入れた研修を実施し、男女平等への理解を深める	○	子ども課
		3 保護者の男女平等意識に対する理解の促進	(5)男女平等への理解を深める学習機会を提供する	1	育児講座、家庭教育学級、乳幼児学級などの企画・運営に男女共同参画の視点を取り入れる	○	子ども課		
				2	児童・生徒の保護者向けの各種研修会や講座、講演会において、男女共同参画に関する内容を取り上げる	○	生涯学習課		
			4 性別にとらわれない家庭生活の推進	(6)家族全員がともに家庭生活を担うという認識を高める	1	男女平等意識を高めるために、家庭において固定的な性別役割分担意識の見直しを図る内容のイベントや啓発を実施する	○	市民活動課	
					2	男性の育児への参画を促進するため、 パパママ教室(⇒父親参加の妊娠期の教室)*1 の開催や父子健康手帳を配布する	△ *1	健康推進課	
					3	男性や子ども向けの料理講座など、家族の一員としてできることを学ぶ機会を提供する	○	生涯学習課	
	4	男性の家庭参画を促進するため、男性も参加しやすいような内容や時間で、介護に関する*2講座を開催する	○		社会福祉協議会				
	5 家庭生活への参画推進しやすい環境の整備	(7)家族全員がともに家庭生活を担うための環境を整える	1	子育てや介護による家庭負担を軽減するための各種支援制度・事業を広報等でPRする	○	社会福祉課			
				○	子ども課				
				○	社会福祉協議会				
			2	仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児・介護休業制度、パートタイム労働法、ファミリー・フレンドリー企業、再就職支援等の情報収集に努め、広報やちらし等でPRする	○	商工課			
3				家族のふれあいの時間を確保するため、「家庭の日」PRの一環として、啓発カレンダーの配布や一部施設の無料開放を行う	○	生涯学習課			

*1 パパママ教室が父親教室・母親教室に分離し、父親教室には、母親も参加するため、表現を変更する。

*2 講座は介護に限定した内容ではないので、「介護に関する」を削除する。

基本目標	課題	施策の方向性	行動計画	行	施策	実施状況の評価	担当課		
I 男女平等の意識づくり	3 地域社会での推進	6 男女共同参画に関する情報の収集と提供	(8)市民・企業の男女共同参画への意識を把握する	1	男女共同参画に対する意識の実態を把握するため、市民・企業を対象としたアンケート調査等を定期的実施する	△ *3	市民活動課		
				(9)男女共同参画に関する情報を積極的に発信する	1	第2次安城市男女共同参画プランを広く周知するため、プランを活用した講座などを実施する	○	市民活動課	
					2	国の男女共同参画週間、県の男女共同参画月間を広く周知するため、市民グループと市が協働して啓発事業を行う	○	市民活動課	
					3	男女共同参画に対する意識を高めるため、男女共同参画に関する国内外の統計、データを収集し、広く市民に情報提供する	○	市民活動課	
					4	男女共同参画に関連する図書を充実し、利用普及に努める	○	中央図書館	
					5	男女共同参画に関連する市民向け雑誌を購入し、利用普及に努める	○	中央図書館	
				(10)男女共同参画に関わるグループの情報を提供する	1	グループ活動への参加を促進するため、グループのイベント情報などを広報やHPに掲載する	○	秘書課	
					2	グループの活動をPRするため、あんじょう市民活動情報サイトを広く周知し、利用を促す	○	市民活動課	
				7 男女共同参画をめざした学びの場の充実	(11)学びの場へ参加しやすい環境を整える	1	託児を必要とする人の参加が予想される講座・イベントなどの開催において託児を行う	○	市民活動課
						2	子育て支援センターなどにおいて託児者の養成を図り、活動を支援する	○	生涯学習課 子ども課
		(12)自主的な学びの場を創出する	1		市民グループと行政との協働による講座、イベントを開催する	○	市民活動課		
						○	生涯学習課		
		8 地域における男女平等に対する理解の促進	(13)人権侵害としてのドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントへの認識を深める	1	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を広めるため、広報やホームページによるPRを行う	△ *4	市民活動課		
					(1と4を合併)女性の人権侵害について問題意識をもつための啓発を行う				
				2	ドメスティック・バイオレンスに関するパンフレットを公共施設などへ設置する	○	市民活動課		
				3	各種研修などで活用するため、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに関する貸出用ビデオなどを整える	○	市民活動課		
				4	「性の商品化」など女性の人権を侵害する報道等について問題意識をもつための啓発を行う→1と合併	△ *4	市民活動課		
			(14)行政において男女共同参画の視点に敏感な環境を整える	1	内閣府「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を配布し、広報への掲載記事をはじめ、各課から出す文書・パンフレットへの取り組みを促す	○	秘書課		
				2	男女共同参画への意識を高めるため、市職員への研修を実施する	○	市民活動課		
			(15)地域活動における男女平等を進める	1	町内公民館長を対象とする研修会等で積極的に男女共同参画の内容を取り入れる	△ *5	市民活動課		
				2	町内会・老人クラブ・PTA・子ども会などをはじめ、各地域におけるグループや組織に対し、性別にとらわれない役割分担などを働きかける	△ *5	市民活動課		
						○	社会福祉課		
						○	生涯学習課		

- *3 市民を対象とした意識調査を平成20年度に実施。企業を対象とする調査は、調査結果の活用方法を慎重に検討する必要がある。
- *4 「女性に対する暴力をなくす運動」「性の商品化」など女性の人権侵害の問題は、一体のものとして啓発を行う。
- *5 地域における男女平等への取組みは、具体的で身近な事業を通じて行い、理念のみの啓発にならないよう工夫する必要がある。

基本 目標	課題	施策 の方向性	行動計画	行	施 策	実施状 況の評 価	担当課	
Ⅱ あ ら ゆ る 場 で の 共 同 参 画	1 方 針 ・ 施 策 決 定 の 場 に お け る 女 性 の 参 画 促 進	9 女性のエンパワーメントへの支援	(16)人材の発掘と育成を図る	1	市民グループと市が協働して、女性の能力・資質の向上を図るための講座を開催する	△ *6	市民活動課	
					(1と2を併せる) 市民グループと市が協働して、女性の能力・資質の向上を図るための講座を継続して開催する			
				2	上記講座の修了生が、継続して能力・資質の向上を図るため、修了生による活動団体を組織する	△ *6	市民活動課	
					3	市民の学習機会の選択の幅を広げ、学んだ成果を活用できるような機会を提供するため、公民館講座等を実施する	○	生涯学習課
			(17)男女共同参画のネットワークづくりを推進する	1	男女共同参画を推進する市民グループの活動をPRし、ネットワークに参加するグループ数を増やす	○	市民活動課	
				2	男女共同参画を推進する市民グループの活動を活性化するため、市と協働でイベントや講座を開催する	○	市民活動課	
				3	男女共同参画を推進する市民グループの情報や活動状況を広く知ってもらうため、機関紙を発行する ⇒1に合併*7	△ *7	市民活動課	
			10 女性が参画しやすい環境の整備	(18)企業・事業所等へ働きかける	1	商工会議所と連携し、県・関係機関が開催する講座などの情報収集に努め、商工会議所会報やちらし等でPRする	○	商工課
					2	女性管理職の拡大や女性の能力の活用についての情報収集に努め、商工会議所会報への掲載を依頼するなど企業・事業所等への啓発を行う	○	商工課
		(19)市政・議会への関心を高める		1	市政懇談会、まちかど座談会への積極的な参加を促進する	○	秘書課	
				2	複数のメディアを使って、市政、議会等をPRするように努める	○	秘書課	
				3	男女共同参画に関する講座に議会の傍聴を取り入れる	○	市民活動課	
				4	より市民に開かれた議会、市民に分かりやすい議会を推進し、広報及びホームページなどで議会の傍聴をPRする	○	議事課	
		11 行政における積極的な参画の推進		(20)各種審議会等における女性の登用を促進する	1	各種審議会等における女性委員の割合を増やし、方針・施策決定の場への女性の参画を進める	○	全庁
					2	女性委員のいない審議会等を解消するように努める	○	全庁
			3		エンパワーメント講座修了生や地域で活躍する人を人材リストへ登載し、審議会等への登用をPRする活用を促進する	○	市民活動課	
			(21)行政において女性の管理職への登用と性別にとらわれない職務分担を促進する	1	個人の適正、能力を踏まえ、女性職員を管理職員へ積極的に登用する	○	人事課	
				2	各種研修機関が実施する政策や企画に関する研修への女性職員の参加をより一層増やす	○	人事課	
				3	性別にとらわれず、個人の能力・適性を重視した職務分担や配置を進め、男性のみ・女性一人の課の解消に努める	○	人事課	

*6 修了生による活動団体は組織済みである。女性のエンパワーメントへの支援として継続して講座を開催する必要がある。

*7 機関誌は、年2回ずつ発行されており、市民グループの活動をPRする具体的な手法として有効に活用されている。

基本 目標	課題	施策 の方向性	行動計画	行	施 策	実施状 況の評 価	担当課	
Ⅱ あらゆる場 での共同参 画	2 地域生活・ 地域社会に おける促進	12	地域活動への参画促進					
			(22)地域活動・ボランティア活動に参画するきっかけづくりを進める	1	あんじょう市民活動情報サイトを通して地域活動やボランティア活動などの情報を提供する	○	市民活動課	
				2	企業の地域活動・ボランティア活動に関するサイトへ情報を提供する	○	市民活動課	
				3	退職後の世代をはじめ、市民が地域活動・ボランティア活動へ参画するための講座や研修を開催する	○	市民活動課 生涯学習課 社会福祉協議会	
			(23)地域活動・ボランティア活動に継続して参画しやすい環境づくりを進める	1	安城市民活動センターなどにおいて、地域活動・ボランティア活動についての相談業務を行い、参画を支援する	○	市民活動課 社会福祉協議会	
				2	安城市民活動センターなどにおいて、市民・市民グループのネットワークづくりや情報交換を行い、地域活動・ボランティア活動へ参画するきっかけをつくる	○	市民活動課 生涯学習課 社会福祉協議会	
				3	男女共同参画の活動において、男性グループ等への参画を呼びかける	○	市民活動課	
				4	企業への労働時間短縮やボランティア休暇、年次休暇の取得促進などを啓発するため、商工会議所会報に掲載を依頼し、事業所への啓発を行う	○	商工課	
				5	公民館講座や市民協働講座修了生の事後活動団体が生涯学習事業へ参画することを支援する	○	生涯学習課	
				6	町内福祉委員会の活動を通じて、男性が地域福祉活動に参加する機会を拡充する	○	社会福祉協議会	
			(24)女性リーダーを育成し、登用を促進する	1	方針・施策決定の場に女性リーダーの登用を促進するために、男女共同参画についての研修会等を行う	○	市民活動課	
				2	女性リーダーを育成するため、県等が行う研修会や講座へ市民を派遣する	○	市民活動課 生涯学習課	

平成16年度と平成20年度の意識調査によると、地域活動への参加率は、男女ともに増加しており、男女の参加率の差はほとんど無くなっている。
地域における女性リーダーの育成はなお積極的に行う必要があるが、地域活動への参加促進のための情報提供や環境づくりは、男女の区別をする必要はないと考えられる。

基本目標	課題	施策の方向性	行動計画	行	施策	実施状況の評価	担当課		
Ⅱ あらゆる場での共同参画	3 働く場における促進	14	性別にとられない就業・再就職支援						
			(26)就業・再就職における情報の収集と提供を行う	1	パートサテライトハローワーク等関係機関と連携して情報を収集し、実態把握に努める	△ *8	商工課		
				2	ハローワークと連携し、求人情報などをホームページ等で提供する	○	商工課		
				3	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法に関する講座などの情報収集に努め、広報やちらし等でPRする	○	商工課		
				4	出産・育児・介護等で退職した女性の再就職を支援するための制度や講座などの情報を広報やちらし等でPRする	○	商工課		
			(27)女性労働者の保護と就業支援を進める	1	母子家庭等の就業を支援するため、技能・資格を修得する講習会や就業情報を提供する	○	社会福祉課		
				2	パートサテライトの運営協力を行う(削除)	△ *8	商工課		
				3	労働問題及び職業相談の開催に協力し、広報等で情報提供する	○	商工課		
			(28)企業・事業所等へ働きかける	1	県西三河事務所とともに、事業所の労使関係者を対象に「労働関係基本講座」を開催する	○	商工課		
				2	企業・事業所等の行う男女共同参画に関する研修に協力する	○	商工課		
				3	セクシュアル・ハラスメント防止について商工会議所と連携し、企業・事業所等へ働きかける	○	商工課		
				4	男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度、パートタイム労働法等の情報について、商工会議所と連携し、商工会議所会報やちらし等でPRする	○	商工課		
				5	ファミリー・フレンドリー企業等について商工会議所会報に掲載を依頼する	○	商工課		
			(29)事業体としての市役所における男女共同参画を進める	1	男性職員の育児休業や配偶者の出産補助のための特別休暇、配偶者の産前産後期間における子の養育のための特別休暇の取得促進を図る	○	人事課		
				2	妊娠・出産期、子育て期における特別休暇や部分休業、介護休暇など支援制度の周知と利用促進を図る	○	人事課		
				3	超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進を図る	○	人事課		
				4	市職員に対する男女共同参画に関する研修の実施やビデオ等教材の貸し出しを行う	○	市民活動課		
			15	農業・商工業等の自営業に従事する女性の実質的平等の推進	(30)女性従事者の労働に対する積極的な評価を促す	1	家族経営協定を広報やパンフレットなどで啓発し、制度の定着を図る	○	農務課
						2	自営業などにおける無償労働についての認識を高め、解消に向けた啓発に努める	○	商工課
					(31)自営業・農業に従事する女性のエンパワメントを支援する	1	農村生活アドバイザー、安城地区生活改善実行グループへの活動を支援する	○	農務課
						2	商工会議所の女性会において、女性のネットワークづくりを進め、各組織への女性の参画を促すよう支援する	○	商工課

* 8 パートサテライトは廃止されている。

基本 目標	課題	施策 の方向性	行動計画	行	施 策	実施状 況の評 価	担当課
Ⅲ 男女の 共生と 自立・ 参画を 進める 環境の 整備	1 生涯に わたる 健康づ くり	16 こころと 身体の 健康づ くり	(32)健康に 関する 正しい 知識を 普及す る	1	こころの健康に関する知識を普及する	○	健康推進課
				2	健康づくり(栄養と運動)に関する知識を普及する	○	健康推進課
				3	学校教育の中で喫煙、飲酒、薬物乱用が心身に及ぼす影響について学習する機会をつくる	○	学校教育課
			(33)健康診 査、健 診後の 相談・ 教室を 充実す る	1	各種健康診査の必要性と健診に関する情報を広報やホームページにより提供する	○	健康推進課
				2	女性の受診率を高めるために、人間ドックに女性デー(受診者を女性に限定)を設け、女性の医師や検査技師を配置するなど受診しやすい環境を整える	○	健康推進課
				3	生活習慣病予防を図るために、地域における相談・教室の情報を事業所へ提供するほか、勤労者が受けやすいように相談・教室を実施する	○	健康推進課
			(34)健康 づくり を支援 する環 境を整 える	1	ヘルスマイト、健康づくりリーダーの養成及び支援を行い、地域におけるヘルスマイト、健康づくりリーダーの協力による健康づくり事業を進める	○	健康推進課
				2	地域における健康づくりを推進するために学校、事業所等の関係機関との連携を進める	○	健康推進課
				3	介護が必要とならないように、特定高齢者に対して介護予防事業を行う	○	健康推進課
		4		こころと身体をリフレッシュし、家族のふれあいを深めるため、市民保養事業を実施する	○	商工課	
		5		スポーツ教室やスポーツ事業を開催し、運動を通じた仲間づくりや体力づくりを進める	○	体育課	
		17 リプロダ クティブ ・ヘル ス／ラ イツの 確立に 向けて の取り 組み	(35)リプロ ダクテ ィブ・ ヘル ス／ラ イツに 関する 理解を 深める	1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する認識を高めるためのPRを行う	△ *9	市民活動課 健康推進課
				2	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに精通した職員の育成を進めるため、受胎調節実施指導員認定講習会や思春期保健セミナーへ参加する	○	健康推進課
			(36)妊娠・ 出産 期のこ ころと 身体 の健康 を支援 する	1	妊娠・出産期における健康について、妊婦とその夫に対して、パパママ教室において知識を普及する	○	健康推進課
				2	妊婦健診の重要性や妊娠中に受けられる行政サービスの内容を母子健康手帳交付時に周知する	○	健康推進課
				3	妊婦の不安を軽減するため、相談や家庭訪問などを行い支援していく	○	健康推進課
				4	たばこ、アルコールが身体に及ぼす害を妊婦指導で周知する	○	健康推進課
			(37)思春 期の心 身の健 康を支 援する	1	性の悩みとこころの問題に取り組むため、思春期保健相談窓口を開設する	○	健康推進課
				2	妊娠・性感染症について正しい知識を普及するため、学校等へ性教育用機材の貸し出しや講師派遣を行う	○	健康推進課

*9 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念について、国際的な取組みや概念と、男女共同参画プラン等に掲載の事業には開きがあるため、慎重に考える必要がある。

基本目標	課題	施策の方向性	行動計画	行	施策	実施状況の評価	担当課		
Ⅲ男女の共生と自立・参画を進める環境の整備	2 人権の擁護と自立への支援	18 相談業務の充実	(38)相談業務の周知・啓発を進める	1	NPO、行政などが行う女性に関する相談業務の案内一覧を作成し、配布する	○	市民活動課		
				2	広報、ホームページ、テレホンガイド等により市が行う相談窓口の開設状況を利用者に周知する	○	市民課		
			(39)相談窓口業務を充実する	1	女性からの悩み相談など市役所相談室における相談業務の充実を図る	△ * 10	市民課		
				2	人権意識を高めるため、人権週間等にあわせ人権擁護のPR活動を行い、特設人権相談所を開設する	○	市民課		
				3	母子相談、子育て相談、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待に関する相談業務の充実を図る	○	社会福祉課 子ども課		
				4	女性が安心して相談できるよう、心配ごと相談、福祉法律相談などの相談業務の充実を図る	○	社会福祉協議会		
			19 ドメスティック・バイオレンスの被害者や虐待を受けている児童に対する支援の充実	(40)被害者を早期発見する体制づくりを進める	1	女性や児童に対する暴力の実態を把握するための調査を実施する	○	市民活動課	
					2	市民向けの講座においてドメスティック・バイオレンスや児童虐待に対する認識を深めるための内容を取り上げる	○	市民活動課	
					3	女性や児童に対する暴力への認識を深め、被害者を早期発見することができるよう窓口職員や保育士などへの研修を実施する	○	市民活動課	
					4	ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口の案内パンフレットを作成し、PRする	○	市民活動課	
					5	女性や児童に対する暴力の根絶に向けて意識啓発を推進する	○	市民活動課	
					6	ドメスティック・バイオレンスの実態把握に努めるとともに、被害者が適切な相談を受けられるよう相談機能を充実し、その周知を図る	○	社会福祉課	
					7	被害者の早期発見のため、教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発を行う	○	市民活動課 健康推進課 社会福祉課 * 11	
				(41)庁内及び関係機関との連携を強化する	1	情報の共有化と被害者への支援体制の確認を行うため、庁内において関係部署との連絡会を定期的開催する	○	市民活動課	
					2	要保護児童対策虐待等防止地域協議会*12を中心に、県・警察・児童相談センター・社会福祉事務所など関係機関との連携を図り、虐待対応相談体制の充実・強化を図る	○	社会福祉課	
				20 安心して生活するための支援の充実	(42)ひとり親家庭への支援を充実する	1	ひとり親家庭に対する相談体制の充実や自立支援に向けた取り組みを推進する	○	社会福祉課
						2	ひとり親家庭への医療費助成を実施することにより、医療費の経済的支援を実施する	○	国保年金課
			(43)要援護者への支援を充実する		1	援護を必要とする人々が地域で安心して暮らせるよう、町内福祉委員会など地域での見守り活動を充実する。	○	社会福祉協議会	
					2	援護を必要とする人々が自身の悩みや問題の解決に向けて、お互いに集い、悩みを出しあえるようなつどいの場づくりを支援する	○	社会福祉協議会	

* 10 弁護士による法律相談の開設日等は増加しているが、女性からの悩みごと相談などの充実には直接反映させることは難しい。

* 11 ドメスティック・バイオレンスに関する啓発は市民活動課が主に行っている。

* 12 要保護児童対策協議会が、虐待等防止地域協議会に名称変更となった。

基本 目標	課題	施策 の方向性	行動計画	行	施 策	実施状 況の評 価	担当課	
Ⅲ 男女 の共 生と 自立 ・参 画を 進め る環 境の 整備	3 参画 を助 ける 環境 の整 備	21 子育て支援の充実	(44)多様な保育サービス を充実 する	1	休日保育、一時保育、延長保育、病後児保育などの事業を推進する	○	子ども課	
				2	夜間保育・特定保育を新たに推進する	○	子ども課	
				3	認可外保育施設の運営の充実を図るため、指導を行う	○	子ども課	
				4	幼稚園における預かり保育を検討する	○	学校教育課*13 子ども課	
			(45)子育て支援 サービスを充実 する	1	地域で子育てする環境を整えるため、子育て支援センターの増設、ファミリー・サポート・センター事業の充実、育児支援家庭訪問事業などを実施する	○	子ども課 社会福祉課	
				2	児童クラブ事業の内容の充実を図る	○	子ども課	
				3	NPOが講習会を開催して託児者の養成を図る活動を、支援する	○	子ども課	
				4	子育て支援センターでパパとママの子育てホットタイムを開催し、父親の育児参加を促す	○	子ども課	
				5	育児の悩みを解消するため、子育て相談や講座の内容を充実し、ホームページ等でPRを行っていく	○	子ども課	
				6	子育て中の人々が気軽に訪れ、子育てに関する学びや情報交換ができる場を充実する	○	生涯学習課	
				7	子育て中の親子が参加できる、地域内での世代を超えたふれあいの場づくりを支援する	○	社会福祉協議会	
			22 介護サービスに関する支援の充実	(46)民間やボラ ンティアによる サービスを充実 する	1	介護の必要な高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、小規模多機能型居宅介護や認知症グループホームの整備を進める	○	介護保険課
					2	介護サービス事業者の質の向上を図るため、ケアマネジャー（居宅介護支援事業者）への研修を実施するとともに、介護保険事業者連絡調整会議を開催し、介護サービス事業者への情報提供や情報交換を実施する	○	介護保険課
							○	社会福祉協議会
		3			お互いに助けあえる地域を育むため、地域でのボランティアの育成と組織化を支援する	○	社会福祉協議会	
		4			要援護者の暮らしを豊かにするため、さまざまな分野のボランティアの活動を支援する	○	社会福祉協議会	
		5		公的サービスだけでは補いきれない個別のニーズに対応するため、細やかな対応ができるよう、民間在宅サービス事業の充実を図る	○	社会福祉協議会		
		(47)介護する人 への支援を充実 する		1	介護保険ガイドブック、介護に関する広報誌、ホームページなどを活用し、高齢者、障害のある人に対するサービスなどの情報提供を図る	○	障害福祉課	
						○	介護保険課	
						○	社会福祉協議会	
				2	在宅介護に関する窓口を充実させるため、地域における介護の相談窓口となる在宅介護支援センターを整備する	○	介護保険課	
			○			社会福祉協議会		
3	介護しやすい環境をつくるため、介護する人への心身の健康に関する相談や教育を実施する	○	健康推進課*13 社会福祉協議会					
4	介護する人のリフレッシュを図るとともにネットワークづくりの場を提供するため、介護者のつどいを開催する	○	社会福祉協議会					
5	地域への情報を提供するため、地区社会福祉協議会及び町内福祉委員会における介護教室を開催する	○	社会福祉協議会					

*13 事業の所管変更による。